

八女の里 自衛消防組織編成表

【自衛消防隊長】		施設長 松尾 宗敏	
【自衛副消防隊長】		施設部長 野田 清隆	
業務名	避難訓練 (夜間想定)		
【要旨】			
夜間でのユニット 3. 4階での火災発生を想定し、ユニット 3. 4階夜勤者 2名・特養夜勤 3名・グラン夜勤者 1名・ユニット 1. 2階夜勤者 1名・宿直者 1名にて、①火災場所の確認 ②初期消火活動 ③消防署への連絡 ④非常放送装置による緊急館内放送 ⑤避難誘導等を協力して行う。			
【準備】			
A	作業指示者	(避難誘導係を兼務)	1名 特養夜勤者
B	非常連絡担当者	(避難誘導係を兼務)	1名 特養夜勤者
C	誘導者	(避難誘導係を兼務)	1名 特養夜勤者
D	誘導者	(避難誘導係を兼務)	1名 グラン夜勤者
E	誘導者	(避難誘導係を兼務)	1名 ユニット 1. 2階夜勤者
F	初期消火係	(避難誘導・消火器運搬係を兼務)	1名 ユニット 3. 4階夜勤者
G	誘導者	(避難誘導係を兼務)	1名 宿直者
※3階及び4階のユニット夜勤者は火災元により初期消火係、消火器運搬係に分かれる。			
【方法】			
1. 自動火災報知器の非常ベルがなる。ユニット 3. 4階夜勤者 (F) はスタッフルーム内の表示盤にて火災発生の場所を確認し、直ちに身近な消火器を手に取り、現場に直行する。 ユニット 3. 4階夜勤者 (F) は、初期消火を行う。			
※3階4階の夜勤者は自分のいる階であれば初期消火係。上下いずれかの階であれば消火器運搬係を行う。			
2. 作業指示者 (A) は、寮母室内にある表示盤にて火元を確認し近くの消火器を持ち現場 (ユニット) 3階及び4階に直行する。※途中、内線にて各部署へ連絡し指示を行う。 作業指示者 (A) は非常連絡担当者 (B) へ非常通報 (赤電話) 及び非常館内放送を指示する。 指示終了後、ユニット 3.4階入居者の避難誘導にあたる。 非常連絡担当者 (B) は、指示を受けたあと非常通報及び非常館内放送を特養の寮母室にて行う。 (119番自動通報後、消防署から折り返し確認の電話が入るためその場を離れない。) 例『特別養護老人ホーム介護職の〇〇です。〇〇より火災が発生しました。』			
※『グラン玄関側に至急お願いします。』消防署に現状を的確に伝える。その後、非常館内放送をする。 例『火災発生、火災発生、ユニット〇〇より火災が発生。速やかにベランダに避難してください。』			
※ユニット 3.4階夜勤者 (F) は初期消火不能と判断した場合は、入居者の避難誘導にあたる。			

業務名	避難訓練（夜間想定）
	<p>3. 避難誘導の方法は、ユニット3.4階では 3.4階ともに、ランプの誘導に従い、ランプの光に沿って中庭へ避難誘導行う。中庭の防火シャッターを閉める。</p> <p>※誘導の際には、火元に近い居室の方より誘導を行う。</p> <p>※宿直者は連絡が入ったら、特養へ向かい2階入居者の避難誘導にあたる。</p> <p>4. 非常連絡網にて連絡が入り、応援に駆けつけた職員には適宜情報を与え、効率よく誘導にあたってもらう。</p>
	<p>※各部署の避難方法</p> <p>特養 八女の里 … 特養では、連絡が入ったあとに1階と2階に別れて避難誘導を行う。</p> <p>2階では北側居室と南側居室に別れて誘導を行う。入居者をベランダに出す。</p> <p>2階はベランダからデイサービス屋上へ避難誘導行う。</p> <p>1階はデイサービス前駐車場へ避難誘導行う。</p> <p>※誘導の際は静養室の入居者から誘導行う。（静養室にはベランダがない為）</p> <p>※あじさい6、7居室は段差があるので他居室よりベランダへ誘導行う。</p>
	<p>グラン … グランでは、ランプの誘導に従い、ランプの光に沿って中庭へ避難誘導行う。</p> <p>中庭の防火シャッターを閉める。</p>
	<p>ユニット1.2階 … 1階のユニットはこすもす居室5番の横のドアより外へ避難誘導行う。2階ユニットは、ぼたん1番居室横のテラスに避難誘導行う。</p>
	<p>5. 各部署毎に避難完了者の人員確認し、各責任者より防火管理者又は施設長に報告する。</p> <p>『特養、〇〇名逃げ遅れた者はいません。』</p> <p>『グラン、〇〇名逃げ遅れた者はいません。』</p> <p>『ユニット1・2階、〇〇名逃げ遅れた者はいません。』</p> <p>『ユニット3・4階、〇〇名逃げ遅れた者はいません。』</p> <p>防火管理者及び施設長は、人員報告後に消防署職員へ報告を行う。</p>
	<p>【業務上の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各扉は原則として全て閉める（延焼速度を遅くするため） ・初期消火可能なら初期消火活動に取り組む。（天井まで火が昇っていたら初期消火は不可能と判断する。） ・人命第一の原則に則り、避難誘導を行う。（特に認知症の人の場合は、ベランダに一旦誘導しても戻ってくる可能性があることに注意する。）

